

春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日部市国民健康保険税条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）</p> <p>7 平成30年3月31日までの間、第3条第1項中「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</p> <p>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</p> <p>26 <u>世帯主等</u>が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第14項（附則第15項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第14項中「<u>第35条第1項</u>」とあるのは「<u>第35条第1項</u>（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。））」と、「同法」とあるのは「<u>租税特別措置法</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（病床転換支援金等に係る国民健康保険税の特例）</p> <p>7 平成30年3月31日までの間、第3条1項中「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び」とあるのは「後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による病床転換支援金等（以下この項において「病床転換支援金等」という。）並びに」と、「後期高齢者支援金等の」とあるのは「後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の」とする。</p> <p>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</p> <p>26 <u>世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者</u>が法附則第44条の2第3項の規定の適用を受ける場合における附則第14項（附則第15項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第14項中「<u>第36条</u>」とあるのは「<u>第36条</u>（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。））」と、「同法」とあるのは「<u>租税特別措置法</u>」とする。</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、附則第7項の改正規定及び附則第26項の改正規定（「世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者」を「世帯主等」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の附則第26項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について

適用する。